

平成18年西東京市教育委員会第10回定例会会議録

- 1 日 時 平成18年10月24日（火）
開会 午後2時01分 閉会 午後3時21分
- 2 場 所 保谷庁舎 防災センター6階講座室2
- 3 付議事件 別紙議事日程のとおり
- 4 出席委員 委 員 長 竹 尾 格
委員長職務代理者 角 田 富美子
委 員 大 後 みき子
委 員 宮 田 清 蔵
教 育 長 宮 崎 美代子
- 5 出席職員 学 校 教 育 部 長 村 野 正 男
学校教育部参与兼教育庶務課長 二 谷 保 夫
学校教育部主幹（教育庶務課） 小 野 隆
学校教育部副参与兼学務課長 富 田 和 明
学校教育部副参与兼指導課長 大 町 洋
統 括 指 導 主 事 中 村 豊
指 導 主 事 岡 本 賢 二
指 導 主 事 渡 邊 重 幸
学校教育部副参与兼教育相談課長 長 澤 和 子
生 涯 学 習 部 長 名 古 屋 幸 男
社 会 教 育 課 長 宮 寺 勝 美
入 ポ ー ツ 振 興 課 長 東 原 隆
保 谷 公 民 館 長 相 原 昇
中 央 図 書 館 長 小 池 博
- 6 事務局 教育庶務課庶務係長 白 井 清 美
教育庶務課庶務係主任 後 藤 幸 男
- 7 傍聴人 0人

平成18年西東京市教育委員会第10回定例会議事日程

日 時 平成18年10月24日（火） 午後2時～

会 場 市防災センター6階 講座室2

第1 会議録署名委員の指名

第2 議案第35号 平成18年度西東京市教育委員会表彰について

第3 報告事項 (1) 平成18年度西東京市立学校「授業改善推進プラン」について
(2) 西東京市におけるいじめ問題への取り組みについて
(3) 西東京市立学校施設使用料の適正化について（答申）
(4) （仮称）保谷駅前公民館・図書館施設整備のパブリックコメントについて

第4 そ の 他

西東京市教育委員会会議録

平成 1 8 年 第 1 0 回 定例会
(1 0 月 2 4 日)

午 後 2 時 0 1 分 開 会

議事の経過

竹尾委員長 ただいまから平成18年西東京市教育委員会第10回定例会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。本日は大後委員にお願いいたします。

竹尾委員長 日程第2 議案第35号 平成18年度西東京市教育委員会表彰について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

宮崎教育長 議案第35号 平成18年度西東京市教育委員会表彰についての提案理由を御説明申し上げます。

平成18年度西東京市教育委員会につきましては、体育関係部門と学校教育・文化活動部門を別の日程で表彰しております。本年も、体育関係部門の表彰につきましては、7月25日の第7回定例会において可決され、8月20日(日曜日)に西東京市の総合体育大会の開会式の当日に表彰を終えたところでございます。今回は学校教育・文化活動に寄与した方に対して表彰を行うものでございます。全員で20人いらっしゃいます。そのうち1組は団体でございます。

それでは、A3判の資料をお開きください。1番から3番は元学校医でございます。また、4番から6番につきましては元学校歯科医でございます。これにつきましては表彰基準第41項2号ということで、期間は個人によって差はございますが、学校医として教育の振興に貢献し、特に功績が顕著であった方々でございます。

また、7番の松島宏さんでございますが、西東京市スポーツ振興審議会委員として、第41項3号ということで、昭和63年10月1日から通算16年3カ月の長きにわたりスポーツ振興審議会委員を務め、社会体育教育行政に多大な尽力をしてくださった方でございます。

8番の原田茂樹先生でございますが、元東伏見小学校副校長といたしまして、表彰基準の第41項1号ということで、平成10年4月1日から平成18年8月29日まで本市小学校副校長として、学校の周年行事などに精力的に取り組むなど、本市の教育の普及発展に尽力してくださいました。

ずっと下にきまして、16番でございますが、和泉俊司先生。元田無第四中学校副校長として、表彰基準第41項第1号、市の副校長会の会長を務め、市の学校教育の発展に寄与してくださいました。また、囲碁部の顧問にも当たり、有段者を育てるなど、生徒の個性の伸長にも力を振るってくださった方でございます。

次に、10番から16番を抜かしまして、19番でございますが、児童・生徒の表彰となります。表彰基準第21項3号でございます。13番は団体表彰となります。

10番の高橋さやかさんは泉小学校6年生で、平成18年度小学生全国陸上競技大会都大会におきまして、100メートル6年生女子部で優勝。全国大会決勝戦に進出し、7位入賞ということでございます。

11番の三浦由美子さんは上向台小学校6年生で、平成18年度全日本卓球選手権大会ホープス女子の部に東京都代表として出場し、第3位となった生徒でございます。

12番、森川愛理さん、ひばりが丘中学校2年生、東京都中学校春季水泳競技大会において、女子200メートル個人メドレー決勝戦第1位の生徒でございます。

13番が青嵐中学校吹奏楽部、そして第46回東京都中学校吹奏楽コンクールにおきまして、B組金賞受賞ということでございます。西東京市の公立中学校としては初の金賞受賞校となります。

14番、山田大貴君、柳沢中学校2年生でございます。第46回全国中学校水泳競技大会において、100メートルバタフライ3位、200メートルバタフライ4位ということでございます。

15番の大野翔太君、田無第三中学校1年生でございます。東京都中学校総合体育大会（陸上競技）におきまして、走り幅跳び第1位、男子100メートル第1位でございます。

17番、松田康平君、田無第四中学校3年生、中学校関東水泳大会におきまして、男子400メートル自由形第2位の成績をおさめられました。

18番、井上絢華さん、田無第四中学校の2年生でございますが、中学校関東水泳大会におきまして、女子200メートル自由形第2位、女子400メートル自由形第2位の成績でございます。

19番の江口貴俊君、田無第四中学校2年・FC東京所属でございます。自身が所属する「FC東京U-15むさし」がワールドカップ杯ドイツ大会にちなんで行われたベルリン・ユース大会におきまして優勝いたしました。MFとして決勝戦でも得点を挙げ、優勝に貢献いたしました。

最後の20番でございますが、川合加寿子さん、表彰基準第3 1項3号、審査基準は第3 1項1号でございます。生徒が気持ちよく登校して学習に励めるようにと、10年以上にわたり毎朝生徒の登校前に通学路の美化運動に努めました。この功績は、生徒たちの模範となる活動でございます。今回は、以上、個人、団体を含めまして20件を表彰したいと存じます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。私の方からは以上でございます。竹尾委員長 補足説明はありますか。 ありませんか。

説明が終わりました。質疑を受けます。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。 討論なしと認めます。

これより本議案を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第35号 平成18年度西東京市教育委員会表彰について、は原案のとおり可決されました。

竹尾委員長 日程第3 報告事項(1)平成18年度西東京市立学校「授業改善推進プラン」について。

中村統括指導主事 それでは、「授業改善推進プラン」につきまして御報告を申し上げたいと思います。

お手持ちの資料がございますでしょうか。本年度、各学校はこの「授業改善推進プラン」を、東京都の児童・生徒の学力向上を図るための調査、または日常の指導の結果から作成を

いたしました。9月15日には各学校のホームページに掲載しておるところでございます。

今回御提出いたしましたのは、全28校の全体計画が28ページまでという形になっております。それから、29ページ以降には、例といたしまして、向台小学校と柳沢中学校のものをつけておるところであります。

今年の特徴として説明をさせていただきますが、本年度は非常に各学校がさまざまな工夫を凝らしまして、この改善プランを作成いたしました。お手持ちでございますが、例えば向台小学校、柳沢中学校のように、調査結果の数値を使って分析するというような学校が大変多くなりました。ほぼすべての学校が行っております。

また、二つ目といたしましては、向台小学校の例でございますけれども、学力と基本的生活習慣、学習習慣のあり方を明記しておるところ、これはなかなか珍しいところでございます。

三つ目といたしましては、柳沢中学校のように、先生方がお使いになる濃い緑の方でございますが、こういう冊子と、それから保護者向けの薄い冊子、保護者が読んでもわかりやすくというように別々に作っている学校も増えてまいりました。

また、これは大量の資料になりますのでおつけしなかったんですけれども、泉小学校に学校だよりで保護者会用のものを、私は今ちょっと手に持っているんですけれども、冊子を作ったり、体力との関係、その辺を述べた学校もございます。また、中原小学校などは、学年別に保護者向け推進プランというようなものも作っておるところでございます。

私どもといたしましては、今後、これを作ったということだけではなくて、それを実践、検証、改善に努めるよう指導してまいりたいと思います。以上、報告でございます。竹尾委員長 質疑はまとめて承りたいと思いますので、まず報告をお願いいたします。

(2)西東京市におけるいじめ問題への取り組みについて。

大町指導課長 それでは私の方から、西東京市におけるいじめ問題への取り組みについて御報告いたします。

御承知のように、平成17年9月9日、北海道滝川市で起きました小6女子のいじめによる自殺、それから、本年10月11日に福岡県筑前町で起きました中2男子のいじめによる自殺を受けまして、私ども指導課としまして各学校をどのように指導していくのか検討してまいりました。

文部科学省は、この間緊急会議を開き、10月20日には、東京都が臨時区市教育委員会生活指導担当指導主事等連絡会を開きまして、国・都のいじめに対する認識が示されました。それを受けまして西東京市では、今お手元の資料にありますように「いじめ問題への取り組みの徹底について」という通知文を教育長名で10月23日付で発出いたしました。

大項目の内容を簡単に述べさせていただきますと、大きく6つの柱から成っておりまして、1番目は、「いじめ」に対する正しい認識を児童・生徒に徹底すること。2番目は、いじめに対する基本的な指導の在り方の徹底を図ること。3番目は、実効性のある指導・相談体制の充実を図ること。4番目は、いじめの実態について把握し、事実究明の徹底を図ること。5番目としまして、いじめる児童・生徒への適切な教育的指導及びいじめられる児童・生徒への弾力的な対応の徹底を図ること。最後に6番目としまして、家庭・地域・教育委員会と

の連携の強化を図ること。この6つの柱で各小中学校に通知文を発信いたしました。

なお、この間、10月19日木曜日に生活指導主任会を開きまして、各学校におけるいじめの現状について聞き取りを行いました。その中では、中学校1校から直近のいじめの実態というのが報告され、これは今現在は解消しているという報告を受けました。また、校長会に対しましては、11月2日に私どもの方からいじめの実態についての再点検を行い、いじめの実態を適切に把握すること、それから、自校の生活指導体制及び教育相談体制を見直し、不十分な点について体制整備を行うことを指導する予定でございます。

また、お手元の資料の中についておりますけれども、各学校が学校の中でいじめをどのように把握していったらよいのかという意識調査の例、それから、各学校がどういうチェックポイントを持ってチェックしていけばいいのかというチェックポイントの要旨、それから、いじめの問題につきましては、かつて東京都でも中野富士見中のいじめ事件がありまして、そのときからいろいろ資料が改版されていまして、今現在、このような資料が適切であろうという資料を二つつけております。

また、いじめの調査につきましては、東京都の方が10月23日から11月23日まで、各全小中学校に対していじめの緊急調査を行います。西東京市も市のものをまとめまして、その状況について把握していきたいと考えております。いずれにしましても、いわゆる通知文行政にならぬように、各学校と緊密に連携をしながら、必要に応じて各学校に指導主事等を派遣して、現に起きているいじめの実態を把握するとともに、その解消を目指して万全の努力をいたす覚悟でございます。以上でございます。

竹尾委員長（3）西東京市学校施設使用料の適正化について（答申）

宮寺社会教育課長 それでは、西東京市学校施設使用料の適正化についての答申について御報告いたします。

西東京市学校施設使用料の適正化については、本年8月の教育委員会第8回定例会において御審議いただき、西東京市使用料等審議会条例第2条の規定により、使用料等審議会に諮問をいたしましたものでございます。この諮問に対し、西東京市使用料等審議会においては、建て替え中の青嵐中学校の視察も行い、慎重な御審議をいただきました。

その結果として、10月19日付で使用料等審議会から西東京市立学校施設使用条例に規定する使用料の改定について、諮問のとおり、建て替え後の青嵐中学校の施設使用料を改定することが妥当であるとの答申をいただいたものでございます。今後、この答申に基づき、適切な時期に西東京市立学校施設使用条例の一部の改正を提案し、教育委員会で御審議の上、条例改正の申し出を行う予定でございます。以上です。

竹尾委員長（3）（仮称）保谷駅前公民館・図書館施設整備のパブリックコメントについて。

小池中央図書館長（仮称）保谷駅前公民館・図書館施設整備のパブリックコメントについて御報告申し上げます。

このパブリックコメントは、本年度にまとめました施設整備基本計画の概要を広くお知らせするとともに、市民の御意見をお聞きし、今後に予定している実施設計に反映させていくという目的で実施させていただいたものでございます。

パブリックコメントは、9月1日から21日までの3週間にわたって実施いたしました。その結果、21人の皆さんから50件、37項目の御意見をお寄せいただきました。37項目の御意見は、大きく分けると、再開発事業など大きな課題に関するもの、11街区ビルに関するもの、公民館・図書館全体に関するもの、公民館に関するもの、図書館に関するものといった整理をすることができます。そのようなくり方で、お手元の資料に沿って概略を御説明させていただきます。

まず、再開発事業そのものにかかわるものでは、項目1の事業予算、項目2の駅前公衆トイレ、項目5の「はなバス」などの御意見をいただいております。これらにつきましては、市の検討結果を作成するに当たり、再開発課、交通計画課など関係部署から回答文を示してもらい、調整いたしました。

次に、11街区部分に関するものは、項目4の駐輪場、項目8の地震災害対策、項目9の安全についてなどでございます。項目4の駐輪場につきましては、施設全体の共有設備という方向で今後検討してまいります。

次に、公民館・図書館全体に関するものでは、項目6の喫茶コーナー、項目7の防犯カメラ、項目12の職員の専門性などの御意見をいただいております。

次に、公民館に関するものは、項目13から30までの18項目、また、図書館に関するものは、項目3及び項目31から37までの8項目となっております。

以上、西東京市公民館・図書館の施設整備についてパブリックコメントの結果を概略御報告いたしました。

なお、このパブリックコメントの検討結果につきましては、今後、11月1日に市報、ホームページ、情報公開コーナーなどでお知らせしていく予定でございます。以上でございます。よろしく願い申し上げます。

竹尾委員長 説明が終わりました。一括して質疑を受けます。

宮田委員 教育改善プランなんですけれども、これは毎年作ってられるわけですよね。そうすると、去年やった改善プランがどういう結果だったのかということ。いい点はそのままだし、もし不備な点があればという感じなんですけど、これを見ていると全部をいつもやるようなイメージで書いてあるんですけど、その辺はもう少しめり張りがあってもよろしいのではないかという気がしているんですけど、いかがなものなんでしょうか。

中村統括指導主事 まず、基本的にはこれは毎年更新をしていくものであります。とはいっても、9月に毎年更新しなければならぬというものではございませんが、都の調査が出たというところで、また更新していくというようなのが基本的なパターンかなと思っております。

それから、すべてを改善するということと、めり張りをつけて一部改善ということとでございますけれども、各教科さまざまな学習要素がございますので、総体としてこういうふうに変えていくんだと。継続のものもあるんですけども、中にはここは変えていくというような形で、記載が一つでも漏れますと学習全体のバランスが崩れますので、記入上は全体が記されているという形であります。以上でございます。

宮田委員 そういうフォーマット、形が決まっているということなんですか。

中村統括指導主事 今日お出しした28枚の全体計画の方はおよそ項目が示されておって、各学校もそれと同じような形で作っているのかなと思っています。ただ、御覧になっておわかりのように、向台小と柳沢中学校の場合、全く違うということは言えませんが、項目や書き方、視点は全く各学校独自でやっておりますので、決して縛りというものはありません。

宮田委員 1年生が来るからいいのかもしれないんですけども、何となく去年ここはこうやって大変うまくいったと。ここはちょっとだからという感じだと、本当に前進しているというのがわかるんですが、いつもこうやって全部が書いてあると、それはいいんですが、初めてやるならこれでいいんだけども、毎年やるとすると、何かそういうある種の反省評価があった上で、こういうことと。いいところはそのまま続けますと書いてあってもよろしいのではないかなと思った次第なんですね。向台小は確かによく書けていると思います。

中村統括指導主事 御指導いただきましたことも含めて、指導改善の際には継続的に各学校に指導していきたいと思っています。ありがとうございます。

竹尾委員長 私の意見ですが、今、宮田先生がおっしゃったとおりなんですけど、結局、各学校別のプランはそれでいいと思いますが、28ページまでですか、総括的な部分は、去年はここはなかったとか、今年は新たに加えましたとか、去年はこうだったけれども、これは済んだから捨てましたとか 捨てましたという言葉は悪いですが、そういうことがわかるような、それは附属資料的かもしれませんが、そういうものがあるとより理解しやすいんじゃないかなと。宮田先生、そういう意味じゃなかったかと思うんですが。

宮田委員 そういうことです。全体を書くならね。

中村統括指導主事 実際には、泉小学校を今回載せておりませんが、全体計画しかございませんけれども、今年度はここを特に改善したという1枚のレジюмеをつけながら、そういう学校もございますので、参考事例を示しながらまた指導してまいりたいと思います。

宮田委員 そうだと非常にわかりやすいんですよ。

竹尾委員長 わかりやすいですよ。そのがいいので、大いにそういう工夫を、来年もまた作るんでしょから、そういうときに、これはこれでいいですよ、いいんですが、そういうようなのがありますと理解の助けというかな、そういうものが鮮明になるんじゃないかなと私も思いますので、そういう努力を来年度からよろしくお願いしたいと思います。

角田委員 いじめ問題の取り組みともちょっと関係があるのですが、教育相談の方にお聞きしたいんです。ある市民の方から相談が2週間待ちというふうに聞きました。たくさん問題を抱えていて大変だと思うんですが、どのように対応されているのか、お聞きしたいと思います。

長澤教育相談課長 個々のケースによって、緊急を要する場合は即対応しますし、関係機関とも即連絡を取り合って、例えば児相が関係あるようならば児相とも連絡を取り、それから、子ども家庭支援センターとも連絡を取り、緊急を要する場合は即対応しますが、インテーク、初回面談をしながら、そこで交通整理をしまして、例えばお子さん、それから保護者の方双方の問題をもっと継続して見ていかなければいけないとか、あるいは医療とも関係があるとか、いろんな観点があると思います。ただ、そのケースは2週間待ちというのがちょっと具

体的にわからないので何とも答えられないんですが、ケースによって臨機応変にやっている
ので、緊急ケースを待たせているというところはないと思います。

角田委員 要するに、インテークの段階で2週間待たせられるという話を聞いたんです。今
のお話だと、インテークはやって、その後、事例によっては2週間待ちというお話のように
伺いました。学校にはスクールカウンセラーもいるようだけれども、なかなか相談に乗って
もらえないというお話を伺ったものですから、相談体制としてはどのようになっているのか
な、そんなに毎回忙しいのかなと思ったものですから。

長澤教育相談課長 それは、ちょっと個別のケースをまた把握しないとわかりませんが、イン
テークを待たされるということは、多分緊急のところでは学校のスクールカウンセラーから
教育相談につながる。学校では毎週1回行っておりますので、例えば水曜日に毎週伺って
いるカウンセラーが、木曜日に相談に見えたときにカウンセラーがいなくて、次の週まで待た
されるという場合は、カウンセラーがだれかもわかりませんが、その場合は電話でまた教育
相談の方にかけていただければ相談のところで対応しますが、確かに件数は増えているので、
継続相談の場合は、今まで1週間毎週やっていたのが、少し状況によっては改善が見られる
ような場合は2週間になったりということもありますが、初回面談のところではそれほど待た
されるというのは、私のところで今具体的にお答え申し上げられなくて申しわけありません
が、そういう状況でないと思います。

角田委員 今、大変なことです。是非できるだけ早く対処していただきますように。

大後委員 今、教育相談のことが挙がったのでちょっとついでなんです。いじめの問題と
も関連してですけれども、緊急を要さないと思ったというようなことがよく世間で言われま
すが、その判断がとても難しいと思うので、そういう声は角田委員の方にも上がってきてい
るとことは、それでちょっと不安な方がいらっしゃるということだと思っておりますので、緊
急を要するか要さないかということより、まずは会ってというか、それを是非お願いしたいと
思います。

先月と、その前にも御報告いただいた教育相談の相談状況ですけれども、これを今回いじ
めという観点からもう一度見直してみましたら、前回、小学校の訪問教室相談事業の報告の
中には、主な訴えのところに「いじめ」という言葉がはっきり書いてあるんですね。昨年1
年間の教育相談状況という報告には、「いじめ」というような具体的な言葉は出ていないん
ですけれども、この5月にいただいた学校訪問教育相談員の相談状況の報告の中にも、性
格、行動に関する事で、「(不登校、集団不適應、いじめ、情緒不安定等)」というふう
に書いてありますので、この場合は多分集団不適應というような大きなくくりじゃなくて、
いじめということを顕著に訴えられたことがあったと思うんですね。

今回特にいじめの問題がクローズアップされていますが、そういうふうな思いで見ても
すと、下の方に「その他親子関係、教師との関係」という言葉も出てきていて、これは
教師が指導しにくい子どもだと見なしているような場合と、子どもの方が先生ととても折り
合いが悪いというようなのと両方あると思いますけれど、こういう中にも先生のいじめとい
うのがもしかしたらあるのかしらとか、だんだん心配になってきました。

それと、教育相談状況の報告の中に「電話のみ相談」というのが6件ほどありましたけれ

ども、これは幸い2回ぐらいで終わったらしいんですが、こういうふうに電話だけで本当に解決をされているのか。今回の例なども拝見していますと、どうしてもっとフォローしなかったのかというような例がありますので、大変だと思えますけれど、是非相談の方でよりよい対応をお願いしたいなと思えます。

ちょっと伺いたいのは、いじめということが今回表面化されていますけれど、さっき御報告がありましたけれども、西東京の場合は、小学校の場合ですけれども、いじめというのはやはり何件か挙げられるものでしょうか。

長澤教育相談課長 5月の17年度の相談状況についてというところで、学校訪問相談員が聞いている主訴のくくりの中で、いじめというのは、ピックアップしますと12件ほどありました。その中で、それぞれ相談員が学校で対応しているもの、それから教育相談につなげて対応しているもの、そのケースによりけりです。

それから、電話相談の場合は緊急あるいは単発なので、そこで対応しまして、電話相談の場合は、1回の電話がかなり長く受けているのですが、そこで解決をしております。例えば他の機関につなげるようなものならば、そこで情報を提供しまして、そちらにつないでいくというような形で、電話相談ではそこで単発で終わるものです。電話相談という主訴の中では、その後、教育相談にかかっているようなものは、電話相談の主訴の件数から外しております。だから、電話相談の場合は全く純粋にそこで終わっているもの。

それから、いじめに関して緊急を要する場合は即対応しておりますし、それから、例えば学校の教師との関係、あるいは友達との関係というような場合は、そこでチームを組みまして、管理職を入れて緊急の会議を開いております。なので、そこでほうっておかれるということは、本市においては、危機管理等もしっかりしておりますし、ないというふうに認識しております。新聞で悲惨な報道がされておりますが、ああいうような状況は本市では起こっていません。

大後委員 学校の訪問教育相談員とか、スクールカウンセラーに相談する場合の窓口は、学校によって養護の先生だったり、副校長先生だったりとか、いろいろだと思いますが、今の現状では、相談しにくいからということはありませんね。その辺のとっかかりは。

長澤教育相談課長 カウンセラーが学校訪問の日には、相談室は開設しておりますので、その日はカウンセラーが1日おりますので、相談室で受けることになっています。それから、通常の場合は、保護者によっては副校長先生だったり、校長先生であったり、それから、教育相談担当の先生がおりますので、そこに相談したりとか、養護の先生だったり、学校の体制は教育相談担当というのがいるんですが、恐らく窓口はそこが一番多いかと思うんですけれども、また、さっき言ったような先生方に相談している場合もあります。いずれにしても、カウンセラーが訪問したときには、それらの相談についてはカウンセラーの方につながっております。

大後委員 御報告いただいたのは小学校の場合でしたけれど、スクールカウンセラーの制度はとてもうまくいっているという今までの状況でしたけれど、中学校の方はどうですか。

長澤教育相談課長 中学校の場合もスクールカウンセラーが同じように週1回行っておりますので、その日は相談室が開設されております。カウンセラーと養護の先生とは密接に連携を

とっておりますので、カウンセラーも教室を回ったり、あるいは養護の先生と連絡をとり合ったり、そういうふうに活動をしているようです。それから、市内9校のスクールカウンセラー全体の連絡会というのも教育相談課の中で設けておまして、そこで市内の中学校の情報交換もしております。あとは、管理職からの教育相談課への直接の相談もあります。

大後委員 大分相談事業が充実していてかなり心強いんですけども、新聞でいじめ緊急点検指示ということで、都教委からも各市区の教育委員会や小中学校に呼びかけというのがありましたけれども、西東京はどうかと思っていましたら、新聞にも西東京が大きく出ていて、具体的に挙がっていたので心強かったです。先ほど細かい内容をいただいて拝見しているので、まだ詳しく全部は読んでいないんですけども、ぱっと拝見すると防止に力を入れて、もちろん防止は大事なんですが、防止に力を入れているという感じがすごくするんですが、起こった場合の対処の仕方についてというのは、何かそういう注意書きのようなものがあるのでしょうか。

大町指導課長 発出いたしました通知文の中では、実際にいじめが起きていた場合にどのようにしていくかというのは、主に大きな5番、いじめる児童・生徒への適切な教育的指導及びいじめられる児童・生徒への弾力的な対応という、このところに各学校の対応についてまとめさせていただきました。また、今回の事件では、家庭や地域、教育委員会といったものとの連携というのが欠けていたために、事件が大きくなったり、複雑化したりということがありましたので、6番として、家庭・地域・教育委員会との連携という項目をあえて入れさせていただきました。

大後委員 うまく表現できないんですけども、この場合に、今の5番を拝見していて、もし現実にもそういう事件が起きたときに、では先生はどういうふうに対応するか、校長先生はどう対応するかという細かい、別にマニュアルがある必要はないんですけども、その辺をもう少し検討していただくといいかなという気がするんです。

といたしますのは、かつてですけども、実際にいじめがあったときに、けっ飛ばされて震えているような子どもをその場に置いたまま、警察の現場検証みたいに、いすを転がしてどんなふうにはけっ飛ばしたか、子どもにやらせてみるというような例があったということを知っていますので、実際起きたときに、では実際いじめられた子といじめた子にどう対応するか。それから、その保護者へはどう対応するか。担任がどう対応するのか。校長がどう対応するのかという細かいこともやはり、絶対ない例ではないと思いますので、その辺もふだんから考えておいていただけたらいいなと思います。

そこにさっきの教育相談の方も加わっていただくようになるのかなとは思いますが、どうも今の世間の風潮では、もしそういう問題が起きたときには学校の中で封じ込めてしまおう、教育委員会で封じ込めるといようなことが世間一般に今言われているときですので、是非その辺を検討していただけたらと思います。

大町指導課長 先ほども申し上げましたように、いわゆる通知文行政にならぬよう私どもは心して、いろいろな主任会等を通じて、ロールプレイなども含めまして、具体的な取り組みについて各学校を指導して、また援助してまいりたいと思います。

宮田委員 ちょっと違った観点なんですけど、私は滝川市でいろいろ報道されている以上のこ

とは知らないんですけども、どうしてああいう感じになっちゃったのかなど。そういう原因が何か場合によると教育界に共通してなければいいんですが、あったらいけないんじゃないかなと思うんですね。どうしてあんなふうに、九州も似たような感じを私は持っているんですが、その辺はどうしてでしょうか。

大町指導課長 北海道滝川市、それから福岡県筑前町の事例においても、大きく最初の時点で真実が封じ込められてしまって、都合のいい情報しか教育委員会が出していなかったというのが、このように大きくこじれている原因と考えております。日常から教育長が申し上げていますように、西東京市は真実を真実としてしっかりと受けとめ、必要な情報はしっかり公開していくという姿勢でございますので、この事件を教訓としてそのことについてもう一度確認を図っていきたいなと思っております。

宮田委員 これは私はわからないんですが、もしかするといじめられて死に至って、そのことは大変お気の毒といたしますが、そういうことがあってはならないことだと思うんですが、教育委員会及び学校としてはいじめた人をかばったのか。まだいじめた人は今後長い人生があるというある種の教育的見地から、かばうというようなことが全般的にあって、ああいう見かけ上は隠ぺいした、別の見方をすればまさに隠ぺいしたとか、そういう話になっていくだろうと思うんですけども、その辺はどういう心理……。よく考えれば、私はかばっているという部分も多少あるのではないかなというふうに思っているんですが、ただ、そういう意見はだれもまだ報道には出てこないのによくわからないんですが、教育側に立ってみればどうなんでしょうね。そういうことはないんですかね。

竹尾委員長 ないんじゃないですか。

宮田委員 と思いますよね。ですけども、いじめをかばうことによって、結局それをさらに蔓延したりとか、騒ぎがますます大きくなるということで、かばうことが必ずしも将来にないというような見方ももしあるとしたら、こういうところにつけ加えた方がよろしいかなと思ったんですが、いかがでしょうか。

大町指導課長 通知文にも書いておりますけれども、いじめは絶対に許されない。いじめる側が絶対的に悪いんだという認識は共通して持っているという認識でございます。いじめの問題がこのように大きな問題に発展したときには、因果関係を非常に短期の間につかみにくいというのが、いじめという言葉に象徴される事件かなと思っております。不確かな情報のまま、不確かな対応をしてしまったために、話がより複雑化してしまうというのが事実でございますので、その辺の考え方や対応の仕方も含めて再考してまいりたいと思います。

宮田委員 もう一つは、意外にセンシティブといいますが、教員の側にいじめられているという認識がない。だから、冗談を言ったのが、早い話がみんながそれに輪をかけて言ったから、全然いじめている意識がないという。ただ、その冗談が非常にひどい冗談だと一般的には思うわけですね、こうなってみますと。ある種の研修とか、そういうこともおかないと、結局一部のセンシティブな先生方は冗談も気をつけなければ、ということを考えるかもしれませんが、そうでなくて、単純に全く無関心の先生も中にはいる可能性もあると思いますので、書類だけではなくて何か研修といったようなところも、大変だとは思いますが、ですけども考えておいた方が、将来、これだけ西東京市はやっているんだというある種の

教育委員会としての防衛にも今度はずながっていくわけです。面倒くさいよりもきちっとやっておいた方がよしいんじゃないかという感じがします。

それからもう一つは、先生にセンシティブィティがないとすると、これは先ほど配られただけなので全部よく見ていないんですが、見た限りでは、子どもたちにアンケートをとれみたいな話じゃないんですね。そういうところで、子どもの間ではもう知られている。本人に知られているんだけど、先生まではよくわからないというのがあって、早くから芽を摘むということが、究極的な死に至ることの非常に大きな抑止力になるんじゃないかと思っていますが、その点いかがでしょうか。

大町指導課長 1番目の教師の意識につきましては、つまるところ、教師の人権感覚をいかにして磨いていくのかということになると思います。これは、都も市も人権については研修の機会を設けて行っているわけですけれども、委員おっしゃるように、あまりに一般的過ぎて、一つ一つの事例にきちっと当てはまっていかないのではないかという感覚は私も持っておりますので、こういう問題が起きたから行うのではなくて、日常の研修の中で、こういう事例の場合にはどうやって対応していくのか、どういう感覚を持っていくのかということを含めて研修していきたいと思っています。

それから、意識調査につきましては、今日お配りしたのでなかなか目が届かないと思えますけれども、資料の中に「いじめの心理と構造をふまえた解決の方策」という意識調査の質問例を今回各学校へ配っております。各学校が、このような資料を自分の学校の実態に合った形でアンケートにさせていただいて生徒に問うていく、こういった取り組みも必要になってくると考えております。

宮田委員 わかりました。これですね。子どもたちに書かせるわけですね。

大町指導課長 はい。

宮田委員 ただ、どうでしょうね。出席番号、名前とかというのはヘジテートするかもしれないですね。だから、第1次調査、第2次調査、スクリーニングぐらいにして、初めは名前なしでということと全体をやるとかね。うっかりいじめられているのを書くともっといじめられてしまうということも、心理的に働くのではないかと思いますので、名前なしということも検討したアンケートはいかがでしょうか。

大町指導課長 そのことにつきましても私どもの方で検討して、各校の今までの取り組みというのもありますので、その取り組みの実態に合った形でその辺を各学校に啓発していきたいと思っています。

報告事項について何かほかに御質問ございますか。 質疑を終結します。

以上で報告事項を終わります。

竹尾委員長 日程第4 その他、を議題といたします。今、その他の議題のようなことをやってしまったんですが、教育委員会全般についての質疑を行いたいと思います。

角田委員 本当に教育委員は名誉職で何もやっていないと、新聞、テレビ等々でいるんな方がおっしゃっておりますが、私は、市民の代表として自分たちでできることを一生懸命やっているつもりなんです。そこで、お聞きしたい。

まず一つ、中学校の通級学級についてどのように考えていらっしゃるのか、ということ伺いたいです。といいますのは、小学校で通級学級を卒業しても行き場がないという、そういった保護者のお話を聞きました。いろんな研究等々を見ても、ある幼稚園、保育園でともに過ごしてきた子どもたちが普通学級と通級学級とに入って、そしてずっと6年間追跡研究したものなどを見ても、本当に幼稚園、保育園と一緒に統合保育を受けた子どもというのは、小学校に行ってもとてもいい人間関係、そして集団への適応も非常にスムーズにしているという発表をよく聞きます。

そこで、本当によく豊かに育っているにもかかわらず、小学校を卒業して中学へ行くとなると全く違う集団の中に入って行って、大変苦労をしている親御さんやお子さんたちがいるという話をよく聞きます。ですから、できればこれからの問題として西東京もこういう問題については考えていっていただきたいなと思うのですが、今、どのような考え方で進んでいるのか、ちょっとお聞きしたいんです。よろしくをお願いします。

富田学務課長 中学の通級につきましては、平成16年の12月に請願がございまして、採択を受けております。ただ、その後2年近くがたってまだ実現にいたっていないわけなんです。その辺につきましても、定例議会、つい先日の決算委員会等でも質問がございました。その答弁の答えの中には、いわゆる現在、特別支援教育、特別支援との絡みの中でそれぞれの心身障害学級、通称固定と通級と言っているんですが、それらを一つ一つ進めておるんだと。そして、それらの位置づけにつきましては、教育プラン21に沿って進めておるのである。そして、現在進めている中では、次に実現をするのは中学の固定である。そして、お尋ねの部分の、中学の通級についてはそれ以降の実現であると。要は、まず一つ、順番の問題でお答えを申し上げております。

それから、内容の件ですが、中学の通級については、いわゆる小学校の通級とは若干違うのであると。ということは、小学校につきましては学級担任制ですね。学級を担任をもって進めていると。それに比べて、中学については学科担任であるということが大きく違っておるという中で、通級というのは、要は週のうちの何日間かその学校から通っていく関係上、いわゆるその時間帯から抜けていくという中では、今申し上げたように、小学校では担任の先生がフォローできる。それに比べて中学については、フォローということが学科担任ですからなかなかできにくいということが一つ大きなリスクかなと。それとさらに、他市の状況を見ますと、いわゆる不登校の問題と絡み合わせて利用されている傾向があるというようなことで、お答えは申し上げております。

ただ、今申し上げたそういう問題はあるにせよ、今お答えを申し上げている中では、順番で、次には中学の固定、さらに通級はその次である。ただ、今申し上げたような問題があるので、検討研究をしていきたいというふうにお答えをしているところであります。

角田委員 ということは、見通しとしては、いつごろ通級が可能になるかということはまだ未定であるということですね。

富田学務課長 そうですね。年次で言いますと、先ほど申し上げました中学の固定は早急を実現するであろうし、中学の固定についても、19年度予算に計上して、20年度に開設と。それはあくまでも予算が計上できればのお話ですが、それと平成20年度の開設というこ

とになりますので、今お答え申し上げたように、中学の通級については順番で言うと、それ以降というふうになるかとは思っております。以上です。

角田委員 寂しいですね。

竹尾委員長 学務課長、議会でこういう答弁をした、ああいう答弁をしたというのは答えにならないので、ここで角田委員が質問したら、私たちはこうします、それが3年後でも、2年後でも、あしたからがいいかもしれません、そういう答弁をしてください。議会でそういう答弁をしましたと。それは議会ではそう答弁したけれど、角田委員が今質問したんだから、これをどうするんだということを、私たちはこうしますと、できませんとか、まだ3年は検討しますとか、そういうことであるかもしれないけれども、そういう答弁をしていただかないと、質問した角田委員は、どういうことになるんだろう、というふうになってしまうと私は思うんだけど。

角田委員 要するに、このことについて教育委員会としては、こういう子どもたちのことをどう考えているのかなというのが正直な気持ちなんです。私は議会に出たこともないし、傍聴したこともないので、どういう質問がどのように行われているのかというのは、こちらで御報告を受けるしか認識がないんですけども、こういう話を聞いたときに、ああ、この子たちは本当にかわいそうだな。一日も早くこういう人間関係をうまくしながら、このまま小学校から中学校にスムーズに行けるような方法はないのかな、というふうに考えるものですから、そんなの無理ですよと言われれば、ああ、そうですかと言うしかない。やっぱり教育委員会もそうなんですか。

村野学校教育部長 実は、この中学校の通級設置につきましては、16年の5月に今後の西東京市の障害児教育を考える会として、市民参加の懇談会を設置いたしまして、そこで将来的な障害児教育をどう実現していくか、という議論を今までやってまいりまして、一昨年7月に答申をいただきました。

その中では、やはり需要が多いというんですか、障害児の保護者の方も、そこには市民参加で入っていらっしやいましたし、保護者の方もいらっしやいました。学校の設置校長会の校長も何人かその委員として出席していただいたんですが、その中で、実は当面は小学校の固定と通級を設置するというので、これは17年に実現いたしました。その後、小学校の言語障害を優先順位で設置しよう。実はこれも実現いたしました。

その次に来ているのが小学校の通級。これは現在待機者が多くなっていますし、これまでも非常に大きな伸びというんですか、児童・生徒の伸びが非常に多かったものですから、そういうことからすると、緊急度からいくと小学校の通級を設置するというので、来年度、できれば予算が認められれば、東伏見小に1学級設置したいと考えています。あわせて中学につきましても、固定の待機者が非常に多いということですので、先ほど学務課長が答弁したように、固定の通級を来年度予算で要求したいということなんです。

そこで、お尋ねの中学校の通級であります。これにつきましては、やはり必要性は認めているという考え方を我々も持っております。先ほど16年の12月に陳情・請願が採択されたときの議論の中で、私どもとしては、先ほど答弁いたしましたような形で、課題がある。課題をクリアしないまま中学の通級を設置していいのかどうかということで、一つには、

その課題を整理しましょうということで、実は先週だったですか、校長役員会を開きまして、我々が現在認識している課題が、果たして現在も設置している学校が課題として受けとめているのかどうか、そのあたりを現場の校長先生の意見を伺いながら、また、設置している他市の状況を調査した上で、その必要度を認めた上で緊急度をさらに押し上げていくのか、あるいは今までどおりのスタンスでいいのかということで決断していこうと考えています。

したがって、一つには、やはり答申をある意味では尊重したいという立場でございますので、そこを変えてまでもということではございませんので、あとは、予算の問題だと思います。一定程度予算が配分されれば、同時に実現することは可能だということで、我々も決して不必要だという認識はありませんし、認識は、小学校から特に中学校に進級した際に、今まで通級にいたお子さんが通常学級に行ったり、あるいは固定級に行ったりということになりますと、やはりそこでの混乱は当然あると思いますので、スムーズな学校生活を送るためには必要性は認めているという認識ですので、これはあとは予算の問題と、課題がいかにクリアされるかということに来ているかと、そのように事務局の方では判断しています。長澤教育相談課長 質問にお答えということではないんですが、就学相談の場から現状の補足説明という形で説明させていただきますと、幼稚園、保育園で小学校へ上がるお子さんたちは、保護者の方は、幼稚園、保育園でみんな一緒だから、同じ通常学級に行こうということでよくおっしゃるのがよく聞く言葉なんですけど、そこから来たお子さんの中で、この間も就学指導委員会があったのですが、幼稚園では資料作成していただけますので、幼稚園では、このお子さんは、行動観察が一番軽いところに全部丸がしてあって、そして「通常学級で大丈夫と思われます」というような所見がついていたのですが、就学相談員が行動観察に行き、また、その当日のドクターや教育の専門家が行動観察した上で、これはかなりの差があると。この資料は何なんだということで、そのお子さんは結局固定級、身障学級適となった例もあるんですね。それは直近の例なんですけど、これまでもそんな例があります。

幼稚園の場は、交流保育というようなことで掲げている幼稚園ですと、皆そういうふうな形で資料作成をしてくるんですね。公立の保育園の場合は見たままということで資料作成をしますので、また行動観察に行き、当日の観察の中でもそんなに差異がない。それから、ひいらぎ等の訓練施設にも通っているというようなところではそのような形はないのですが、保護者の希望と実際のお子さんの実態がかなり離れているということもあるんですね。

それから、小学校で通常学級にいて、通級に行きたいということで、今度は通級の要望が出てきた場合でも、やはり知的に低くて、そこでつまずいていて勉強がわからないから暴れたりとか、何かいろんなことをしてしまうというようなことがあったりとか、さまざまな状況があって、一概にはなかなかスムーズな形の運動体が、あるいは通級指導学級の保護者の方が、中学校の通級をつくれというような要望を出しているんですが、それもそっくりそのままの状況ではない。中学校に通級がないから、不登校のお子さんが出てくるんじゃないかということで私どもも言われたんですが、その保護者の方には丁寧に説明しましたがけれども、本市の制度の中では、不登校の適応指導教室にしましても、入室のシステムがきちんとしておりますので、通級指導学級に適のお子さんが、中学校の通級がないために不登校になっているという理由で入っているというのは全くありません。そのような現状が保護者の方の認

識とちょっと違いが、ずれがあります。現状の補足ということですがけれども。

角田委員 それは、この市は公立幼稚園がないからです。一つ、小学校に上がるところでは大抵就学指導委員会がありまして、そのときには幼稚園なり、小学校なり、お医者さんなりが、その一人一人の上ってきたものによって行動観察もきちっとして、一様にどの教室に入るべきかというのを決めていますよね。この市は幸か不幸か公立がない。私立はもう自由。そこから上がってきたのをそのままのみでしょう。だから、そういうことが起きるのではないかなと思いますね。ですから、やはり就学指導委員会をしっかりとやっていただきたいなと思います。そうでないと絶対うまくいかないと思います。

竹尾委員長 指導課の方では、今の件については何か御意見がありますか。

大町指導課長 指導課は特にありません。

竹尾委員長 ほかに何かございますか。

大後委員 先ほど委員長がおっしゃったこととも関連するんですけども、新聞にも今度のいろいろな事件に関して教育委員は何をしたかというような記事も載ってまして、読んでいて、さっきおっしゃったように、町の名誉職では済まされないのですねと書いてあります。私たちは全然そんな気持ちじゃなくて、非常勤でも常勤のような気持ちで対しているんですよと、さっきもずっと話し合っていたんですが、教育委員としては何ができるかということ今日終わってからも多分議論が続くと思いますけれども、先ほど委員長がおっしゃったように、私たちがここで質問するものは、議会の様子とは多分違って、私たちは事務局の方と一緒に教育行政を考えていきたいと思ってしているものですから、時々、さっきに限らず、あまりにここでばっと壁ができていような感じをするときが何回かありますので、そんな詰問しているつもりではなく、もう少し状況を詳しく教えてほしいなと思って質問をしているので、皆さんももう少しやわらかく答えていただけたらうれしいなと思います。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。 質疑を終結します。

以上で日程第4 その他、を終わりいたします。

以上をもちまして平成18年西東京市教育委員会第10回定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

午 後 3 時 2 1 分 閉 会

西東京市教育委員会会議規則第29条の規定によりここに署名する。

西東京市教育委員会委員長

署 名 委 員